

◆平成18年度◆

関税改正について

関税局関税課長 塚越 保祐

1 はじめに

関税・外国為替等審議会は、昨年4月に財務大臣から諮問を受けたのち、関税分科会において審議を重ね、同年12月15日に平成18年度における関税率等の改正にかかる答申を取りまとめ、財務大臣に提出した。なお、本答申においては、我が国の関税率・関税制度にかかる「基本的な考え方」が示されたところである（参考1）。

平成18年度関税改正については、本答申を踏まえ、「関税定率法等の一部を改正する法律案」として今通常国会に提出したところである。

以下、平成18年度関税改正の具体的な内容について、説明する。

2 平成18年度関税改正案の概要

1. 個別品目の関税率等の改正

(1) 石油製品関税引下げ

原油関税については、平成12年度改正時において、平成18年度より170円/KLから無税になることが決定されており、これとあわせ、原油から精製される揮発油（ガソリン）、灯

油、重油等の石油製品の関税についても引下げを行う。その際、内外価格差、石油精製業のコスト削減努力、重油の関税率が揮発油等の白油と比較して相対的に高率となっている現状等を勘案しつつ、適正な関税率を設定する。また、我が国石油精製業が競争力強化を図るためのコスト削減及び設備投資に要する期間を確保するため、6年で段階的に引下げを行う。（参考2）

(2) 製品アルコール関税引下げ

アルコール事業法の経過措置が終了することに伴い、製品アルコールについて、内外価格差やコスト削減努力等を考慮して、基本税率を10%とし、現行の実行税率（協定税率：27.2%）から5年で段階的に引下げを行う。
(注) NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）による製品アルコールの一手購入・販売制度が今年度末で終了し、平成18年度以降、製品アルコール市場が自由化され、その輸入が見込まれる。

（参考3）

(参考1)

○「基本的な考え方」について

(1) 関税率等の在り方について

現在、WTO（世界貿易機関）の新ラウンド交渉において包括的な議論が進行中である。また、WTOを中心とする多角的貿易体制を補完し、一層の貿易自由化、経済活性化を図るため、経済連携協定交渉も進められ、既に協定を締結したシンガポール及びメキシコに加え、先日、マレーシアとも協定の署名に至ったところである。今後とも、こうした取組を積極的に推進していくべきである。

関税率の設定を行う際には、こうした国際的な動向も視野に入れつつ、個々の品目ごとに、真に必要な保護水準を十分に見極め、税率の見直しを行っていく必要がある。

また、平成17年9月には、我が国初の報復関税の発動を米国に対して行ったところであるが、こうした特殊関税について、今後とも、WTOルール及び国内法令に則り、適時適切に対応を行っていくことが重要である。

さらに、特惠関税制度についても、開発途上国や後発開発途上国に関する国際的な議論にも留意しつつ、必要な見直しを行っていくことが重要である。

(2) 税関による水際取締りと適正かつ迅速な通関の確保

現行関税法（昭和29年制定）の基本的な考え方は、適正かつ迅速な通関の確保という目的を達成するため、水際取締りと関税等の徴収を、原則として、輸入又は輸出の都度、貨物に着目してこれを行うこととしてきたところである。しかし、この点については、我が国経済の発展に伴う国際的な取引の増加に伴い、様々な施策が講じられてきた。運用面においては、昭和53年度に通関情報処理システムが導入され、これを基礎として輸出入者等に着眼して取締りを行う手法が導入されている。輸出入者への着眼は、後に、簡易申告制度（平成12年度）、特定輸出申告制度（平成

17年度）として制度化された。また、税制面では、申告納税制度（昭和41年度）、事後調査制度（昭和43年度）、その後さらに、納期限延長制度（平成元年度）、過少申告加算税等（平成9年度）、簡易申告制度、重加算税等（平成17年度）の導入が行われ、納税審査について事後にまとめて行い、続いて関税の納付も事後にまとめて行うための制度整備がなされてきた。このように、関税は、伝統的な「随時税」「個別物品に関する間接消費税」という体系から、より内国税に類似した体系へと変化してきている。

一方、水際取締りについては、平成元年度には覚せい剤が、平成7年度には向精神薬・けん銃等が輸入禁制品に追加されるとともに知的財産侵害物品の水際取締りが強化され、平成17年度には爆発物等が輸入禁制品とされるなど、この点に関する税関の役割は一層拡大している。国民生活の安全・安心の確保、国際テロ対策等の観点から、税関は、引き続き水際取締りについて、関係省庁とも連携しつつ、適切な役割を果たしていく必要がある。

さらに、近年、我が国では、知的財産立国の実現を目指し、官民あげて模倣品・海賊版対策等を講じてきており、審議会としても、平成16年9月、関税分科会の企画部会の下に「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」を設置し、知的財産侵害物品の水際取締り制度について検討してきた。知的財産保護の必要性は引き続き大きく、この分野における税関の役割も一層重要となると考えられる。

また、輸出に関しても、平成17年度には輸出貨物に関する税関による輸出後の調査を可能とする等の措置が講じられたところであるが、グローバル化した国際社会の中での国際物流の安全確保における我が国の責務という観点からは、輸入貨物のみならず、輸出貨物の水際取締りもますます重要な課題となると考えられる。

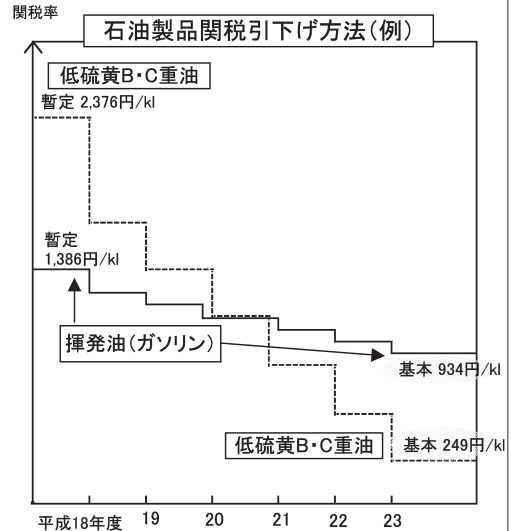
(参考2) 石油製品の関税率の見直し

平成12年度改正において、平成18年度より原油関税は無税となり、石油製品関税は見直しを行うとされている。

- ① 重油関税を適正な水準に引下げ
- ② 内外価格差等を考慮した基本税率を設定
- ③ 現行実行税率から段階的に調整

		現行	[改正案]						
			18	19	20	21	22	23以降	
品名	主用途 (輸入量: 平成16年度)	基本税率	暫定税率	暫定税率					基本税率
揮発油	— 自動車の燃料用 (1,129千KL)	1,830	1,386	1,240	1,179	1,117	1,056	995	934
灯油	— 家庭の暖房用 (1,437千KL)	1,760	564	493	464	434	405	375	346
軽油	— バス・トラックの燃料用 (600千KL)	1,640	1,257	1,093	1,024	956	887	819	750
A重油	低硫黄A重油 (農林漁業用、ビル暖房用 (360千KL))	600	2,593	1,902	1,613	1,325	1,036	748	459
	高硫黄A重油 (注)農林漁業用については、無税		3,306	2,384	1,999	1,614	1,229	844	
B・C重油	低硫黄B・C重油 (火力発電、鉱工業・大型船舶の燃料用 (3,089千KL))	390	2,376	1,687	1,400	1,112	824	537	249
	高硫黄B・C重油		3,202	2,246	1,847	1,447	1,048	648	

(参考)原油 (輸入量 242,849千KL)
基本税率:無税
暫定税率:170円/KL(平成17年度末まで)



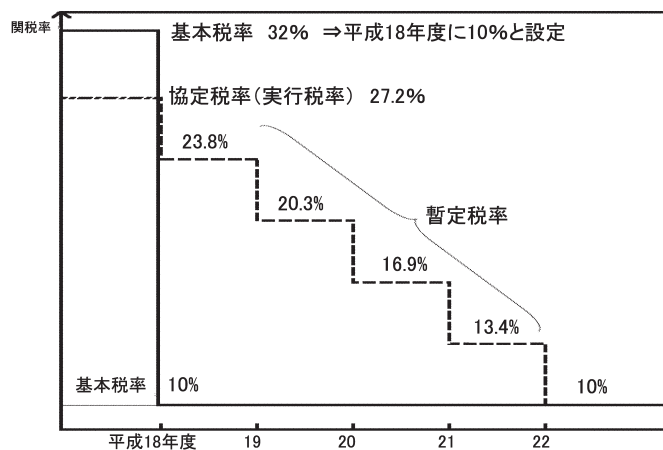
(参考3) 製品アルコールの関税率の引下げ

平成18年度以降、製品アルコール流通市場が自由化され、その輸入が見込まれることから、内外価格差やコスト削減努力を勧奨して関税率の引下げを行う。

(注)NEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の一手購入・販売制度が平成17年度末で終了。

	現 行	[改正案]				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
品 名	基本税率	暫 定 税 率				基本税率
製品アルコール	32%	23.8%	20.3%	16.9%	13.4%	10%

(参考) 製品アルコール関税率の引下げ方法

製品アルコールの用途(平成16年度)
単位:kl

医薬品、化粧品	59,897
試薬等	14,602
みそ、しょうゆ、食酢 等	88,593
食品防腐剤、香料 等	71,702
試験研究用	632
塗料、溶剤 等	42,366
洗剤、化学製品 等	26,159
合 計	303,951

2. 暫定税率等の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限の延長

約420品目の暫定税率について、引き続き存続させる必要があることから、適用期限を平成18年度末まで延長する。

(2) 特別緊急関税制度等の適用期限の延長等

ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品（バター、でん粉等）については、一定の輸入数量を超えた場合等に自動的に関税率を引き上げる特別緊急関税が WTO 協定上認められている。また牛肉及び豚肉の関税についても、一定の輸入数量を超えた場合に自動的に関税率を引き上げる緊急措置が設けられている。これらの制度についても、引き続き存続させる必要があることから、その適用期限を平成18年度末まで延長する。

ただし、牛肉の関税の緊急措置については、当措置を巡る環境の変化に対応し、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とする（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量が平成17年度の輸入実績による発動基準数量を下回る場合には、平成17年度の輸入実績による）。

3. HS 条約の改正等に伴う関税率表の改正

我が国の関税定率法及び関税暫定措置法の関税率表は、WCO（世界税関機構）において作

成され、1988年に発効した HS 条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）の品目表に基づいて作成されている。HS 条約の品目表は、技術革新による新規商品の登場等に対応するため、これまでも3回改正されているが、平成19年1月1日より4回目の改正が適用されることとなっている。この HS 条約の品目表の改正にあわせ、関税率表に技術的改訂を行うこととする。

4. 知的財産侵害物品に係る水際取締りの充実及び強化

知的財産侵害物品は関税定率法上輸入禁制品とされ、税関において水際取締りを行っているが、昨年6月に決定された「知的財産推進計画2005」（平成17年6月10日知的財産戦略本部決定）の決定も踏まえ、次の措置を講ずることとする。（参考4）

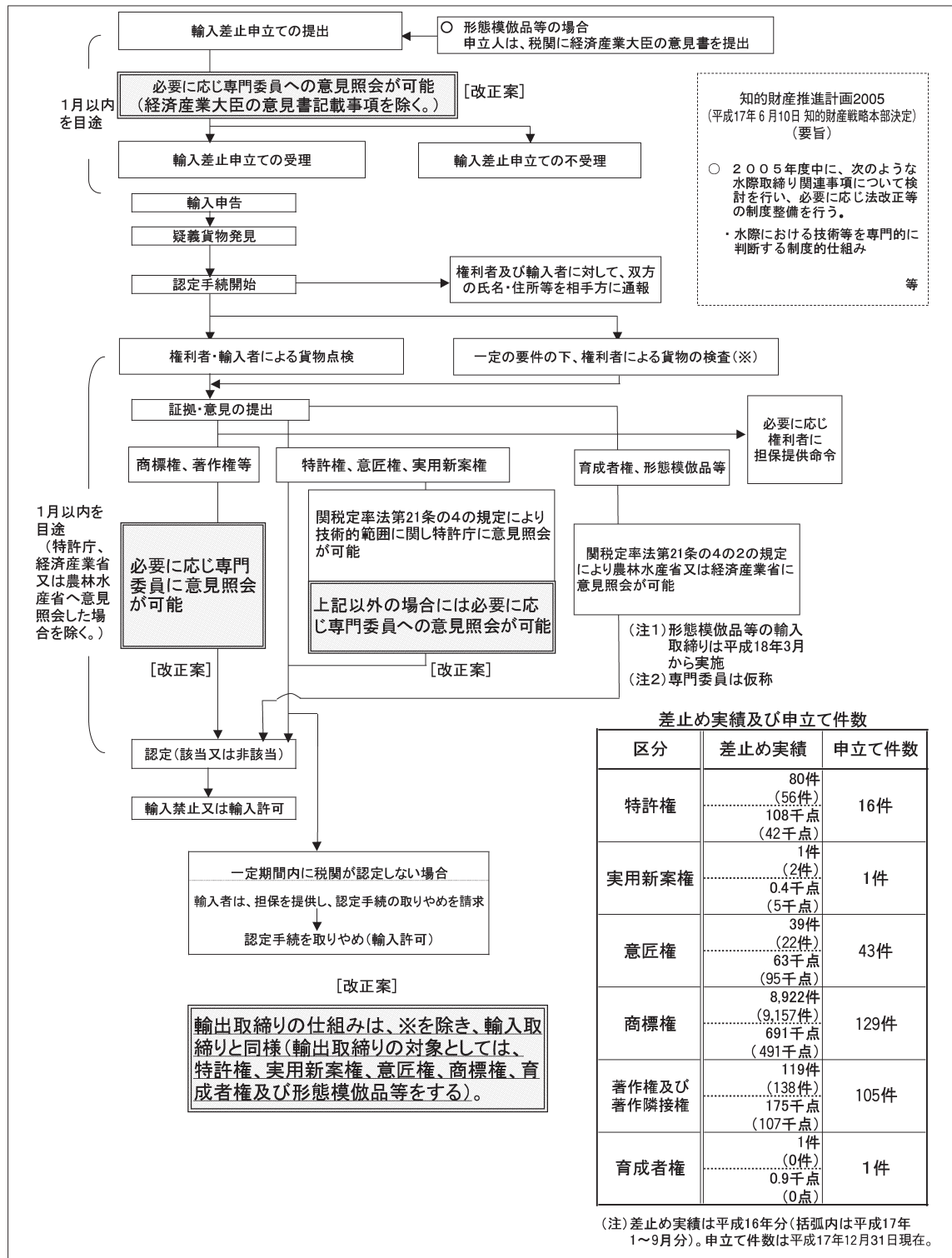
(1) 差止申立て及び認定手続きにおいて有識者に意見を聴く仕組み等

侵害判断・差止めを専門的かつ簡便・迅速に行うため、輸入差止め申立て及び侵害物品か否かの認定手続きにおいて、税関長が有識者の意見を聴くことができることとする。併せて、輸入差止申立ての受理・不受理及び侵害物品か否かの認定に係る財務大臣への審査請求があった場合には、関税等不服審査会に諮問することとする。

(2) 知的財産侵害物品の輸出規制

各知的財産法において輸出行為が侵害とさ

(参考4) 知的財産侵害物品の輸入取締り手続（専門委員に意見を聴く仕組み）等



れることを前提として、輸出に係る知的財産侵害物品も水際取締りの対象とする。なお、これらの規定を後述する麻薬類等の輸出禁止にかかる規定をもとに関税法に規定することに伴い、「輸入禁制品」にかかる規定も関税定率法から関税法に移し変える。その際、輸入禁制品という用語（関税定率法21条の見出し）も変更し、「輸入してはならない貨物」とする。これにより、関税定率法が明治32年に施行されて以来、同法中に規定されていた「輸入禁制品」との用語は消滅することとなる（なお、「禁制品」との用語は、平成2年に締結された「改税約書」付属の「運上目録」にも見られたところである）。

5. 税関における水際取締りの強化及び通関手続の簡素・迅速化

(1) 入港関係書類の事前報告

外国貿易機及び外国貿易船等が、我が国の空港や港に入港する前に乗組員及び旅客の氏名等や積荷情報を事前に報告することを、関係業者等から提出された意見も踏まえ、所要の準備期間も考慮しつつ、義務化する。併せて電子情報の利用を積極的に推進し、通関手続の簡素・迅速化を図る。

(2) 生物テロに使用されるおそれのある病原体等の輸入してはならない貨物への追加

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正により特定の病原体等の輸入が禁止されることに伴い、関税法

上も輸入してはならないものとする。

また、近年の「偽造クレジットカード問題」に対処するため、従前より税関による水際取締りの対象となっていた偽造クレジットカードに加え、その原料となるカード（いわゆる「生カード」）についても輸入してはならない貨物に追加する。（参考5）

(3) 麻薬類等の輸出規制

国際的に違法性が高く国内法においても輸出が禁止されている麻薬類、国際条約に加え国内法においても輸出が禁止されている児童ポルノについて、水際取締りの実効性確保のため、関税法上もこれらを輸出してはならない貨物とする。

6. 納税環境の整備

(1) 税関長間の関税の徴収の引継ぎ

輸入者の輸入申告地と所在地等が異なる場合の徴税事務を合理化するため、税関長間で関税の徴収の引継ぎが行えることとする。

(2) 無申告加算税の割合の見直し等

無申告加算税について、納税すべき税額が50万円を超える場合に課すその割合を5%加算して20%とするとともに、期限後に申告書の提出等が自主的にされるなど、一定の場合には免除する（現行5%）。

7. 日・マレーシア経済連携協定の締結に伴う国内法整備

昨年12月、我が国とマレーシアとの間の経済

(参考 5) 関税法において輸入又は輸出が禁止される貨物一覧表

○輸入してはならない貨物

1号	・麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら、覚せい剤並びにあへん吸煙具
2号	・けん銃、小銃、機関銃及び砲、銃砲弾並びにけん銃部品
3号	・爆発物
4号	・火薬類
5号	・化学兵器の製造の用に供されるおそれが高い毒性物質及びその原料物質
5号の2	・生物テロに使用されるおそれのある病原体等 ^(註)
6号	・貨幣、紙幣、銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られたクレジットカードやキャッシュカード及び偽造クレジットカード等の原板
7号	・公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
8号	・児童ポルノ
9号	・特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
10号	・周知表示の混同を惹起する物品、著名表示冒用品、形態模倣品

(註)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正を前提

○輸出してはならない貨物

1号	・麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら、覚せい剤
2号	・児童ポルノ
3号	・特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権を侵害する物品 ^(註)
4号	・周知表示の混同を惹起する物品、著名表示冒用品、形態模倣品

(註)特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品については、各権利法の改正を前提

連携協定が両国首脳間で署名された。同協定を実施するため、協定の内容に沿って、二国間セーフガード制度及び生鮮バナナについての関税割当制度（枠内税率無税、年1,000トン）を導入するための改正を行う。